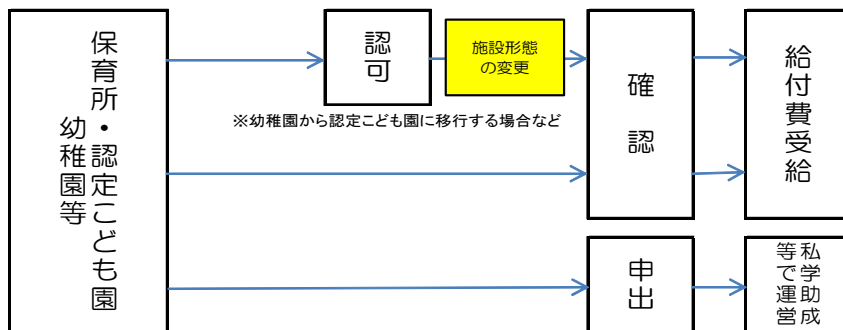


認可・認定等のスケジュールについて

1 施設および事業の認可・確認について

新制度において公的給付の対象となる場合は、設備や運営面での基準を満たすとして「認可」を受けている施設等が、市から公的給付を受けるための運営基準を満たしている旨の「確認」を受ける必要があります。

一方、園児の選考や教育方針において運営の自由度を堅持したい幼稚園などは、「申出」をすることによって、公的給付の対象外となることもできます。



(1) 新たな施設として給付を受ける施設（認可→確認）

8月末 認可申請書提出

10月上旬 社会福祉審議会（児童専門分科会）への意見聴取

10月末頃 設置認可書の交付 → 確認の手續

(2) 現状のまま給付を受ける施設

8月末 見なし確認のための書類提出 → 確認の通知

(3) 給付対象とならない施設

8月末（確認を受けない旨の）別段の申出に係る申請書提出 → 受理通知

2 利用者の入所手続について（支給認定）

新制度で給付対象となる施設等を利用するためには、子どもの年齢や保護者の就労等の状況、必要とする保育量に応じた「認定」を受ける必要があります。

	教育のみ利用希望者（1号認定） 幼稚園・認定こども園利用	保育の利用希望者（2・3号認定） 保育所・認定こども園利用
10月	園児募集開始 ↓ 入園の内定 ↓ 支給認定申請書提出	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 受付時に支給認定申請と入所申込を同時に行う。 </div> 保育の利用受付開始 ↓ 支給認定証交付
11月	↓ 支給認定証交付 ↓ 利用契約締結	
1月		↓ 審査および利用調整
2月		↓ 利用施設の決定通知